

第2節 個別的労使紛争のあっせん

1 概要

(1) 概況

当労働委員会では、知事からの委任を受け、平成14年1月から個別的労使紛争のあっせんを行っている。

平成30年の新規申請件数は13件で、前年からの繰越1件を含めた5件が年内に終結し、9件が翌年への繰越しとなった。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

全て労働者からの申請であった。(2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧)

イ 申請月別

申請月別にみると、1月が1件、4月及び11月が各3件、12月が6件となっている。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、従業員9人以下が1件、10人以上19人以下が1件、20人以上49人以下が2件、50人以上99人以下が2件、100人以上299人以下が4件、300人以上が3件となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「サービス業」が3件、「教育、学習支援業」及び「医療、福祉」が各2件、「建設業」など6業種が各1件となっている。(第4表)

オ 雇用形態別

雇用形態別にみると、正社員に関するものが7件、非正規雇用労働者に関するものが6件となっている。(第5表)

カ あっせんを求める事項別

あっせんを求める事項別にみると、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが6件、「解雇」に関するものが5件、「配置転換、出向・転籍」、「退職」、「その他経営又は人事」、「賃金未払」、「退職一時金」、「労働契約」及び「休日・休暇」に関するものが各1件、「その他」が1件となっている。(第6表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決2件、打ち切り3件となっている。(第7表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「サービス業」が3件、「運輸業、郵便業」及び「教育、学習支援業」が各1件となっている。(第8表)

ウ 係属日数別

終結した5件の係属日数については、最短26日、最長71日であり、平均係属日数は46.4日であった。(第9表)

第1表 個別的労使紛争あっせん取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	28年		29年		30年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		1	11.1	—	—	1	7.1
新規申請		8	88.9	12	100.0	13	92.9
計		9	100.0	12	100.0	14	100.0
終結件数		9	100.0	11	91.7	5	35.7
翌年への繰越し		0	0	1	8.3	9	64.3

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
28年	1	3		1	1		1		1				8
29年		1	2	1		1		2	3		1	1	12
30年	1			3							3	6	13
計	2	4	2	5	1	1	1	2	4	0	4	7	33

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	28年		29年		30年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1～9		2	25.0	1	8.3	1	7.7
10～19		1	12.5			1	7.7
20～49						2	15.4
50～99				1	8.3	2	15.4
100～299		2	25.0	4	33.4	4	30.8
300以上		3	37.5	6	50.0	3	23.0
合計		8	100.0	12	100.0	13	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	28年	29年	30年
	建設業			1
製造業				1
運輸業、郵便業		1	2	1
卸売業、小売業		1	1	
不動産業、物品賃貸業				1
学術研究、専門・技術サービス業				1
生活関連サービス業、娯楽業				1
教育、学習支援業		2	1	2
医療、福祉		3	4	2
サービス業		1	3	3
合 計		8	12	13

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 雇用形態別新規申請状況

(単位:件)

雇用形態	年	28年	29年	30年
	正社員		5	6
非正規雇用労働者		3	6	6
合 計		8	12	13

(注) ・非正規雇用労働者は、アルバイト・派遣社員等を示している。

第6表 あっせんを求める事項別新規申請状況

(単位:件)

あっせんを求める事項		年			
		28年	29年	30年	
経営 又は 人事	解雇	整理解雇		1	
		普通解雇	1	2	
		退職強要	1	2	
		契約更新拒否・雇止め	1	2	
	配置転換、出向・転籍	1		1	
	復職				
	懲戒処分	懲戒解雇	1		
		懲戒解雇以外懲戒処分			
	退職		4	1	
	勤務延長、再雇用				
	その他経営又は人事			1	
賃金等	賃金未払	1	1	1	
	賃金増額				
	賃金減額				
	一時金				
	退職一時金			1	
	解雇手当	1			
	休業手当				
	諸手当				
	その他賃金				
	年金(企業年金・厚生年金等)				
労働条件等	労働契約	1		1	
	労働時間				
	休日・休暇			1	
	年次有給休暇				
	育児休業・介護休業				
	時間外労働				
	安全・衛生				
	福利厚生制度				
	社会保険				
	労働保険				
その他の労働条件		2			
職場の 人間 関係	セクハラ				
	パワハラ・嫌がらせ	3	5	6	
その他			1	1	
合計		11	15	19	

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第7表 個別的労使紛争あっせん終結状況

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
28年	1	8	9	3	4	2		9	0
29年	0	12	12	3	8			11	1
30年	1	13	14	2	3			5	9

第8表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	28年				29年				30年			
		終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳		
			解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ
建設業					1		1						
製造業		1	1										
運輸業、郵便業		1		1	1		1		1		1		
卸売業、小売業		1	1		1		1						
教育、学習支援業		2		2	1		1		1		1		
医療、福祉		3	1		4	2	2						
サービス業		1		1	3	1	2		3	2	1		
合 計		9	3	4	2	11	3	8	0	5	2	3	0

(注) ・該当する業種のみ掲載

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
28年		1	4		1	2	1	37.9
29年			9	1	1			26.7
30年			1	2			2	46.4

2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終結状況
			終結日					
29 (個) 12	労 (正)	運輸業、郵便業	H29.12.28	26	0	(公)村上 (労)本原 (使)金田 (H30.1.10)	1 特定の業務以外の仕事を入れないこと。 2 業務の指示系統をはっきりさせること。	打切り (辞退)
			H30.1.22					
30 (個) 1	労 (非)	サービス業	H30.1.30	35	1	(公)船越 (労)鈴木 (使)金田 (H30.2.1)	1 雇止めの撤回 2 経済的、精神的損害に対する補償金の支払	解決
			H30.3.5					
30 (個) 2	労 (非)	サービス業	H30.4.13	39	1	(公)島崎 (労)森 (使)久保田 (H30.4.19)	1 実費として生じた入院費用の負担 2 解決金 80 万円の支払 3 謝罪と名誉回復	解決
			H30.5.21					
30 (個) 3	労 (正)	教育、学習支援業	H30.4.23	61	2	(公)村上 (労)本原 (使)西村 (H30.4.24)	辞令の撤回	打切り
			H30.6.22					
30 (個) 4	労 (非)	サービス業	H30.4.23	71	1	(公)船越 (労)平野 (使)金田 (H30.4.25) (労)鈴木 (H30.6.5)	不当な雇止めにより被った逸失利益としての約 500 万円及び精神的苦痛に対する慰謝料 200 万円の支払	打切り
			H30.7.2					
30 (個) 5	労 (正)	学術研究、専門・技術サービス業	H30.11.13		1	(公)村上 (労)本原 (使)金田 (H30.11.15)	1 解雇理由通知書に記載された「虚偽申告」の内容の説明及び撤回 2 解雇の取消 3 解雇の取消ができない場合は賃金5か月分の支払	翌年へ繰越し

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あつせん員 (指名年月日)	あつせんを求める事項	終結状況
			終結日					
30 (個) 6	労 (正)	不動産業、物品賃貸業	H30.11.12		1	(公)金原 (労)森 (使)松村 (H30.11.19)	1 パワハラ認定及び慰謝料の支払 2 職場復帰に係る職場環境の整備 3 労災手続への協力	翌年へ繰越し
30 (個) 7	労 (正)	医療、福祉	H30.11.29			(公)村上 (労)山崎 (使)渡部 (H30.12.4)	1 パワーハラスメントをした元上司に対する法人の行動記録全ての開示 2 元上司からの心からの謝罪 3 不利益な処遇を受けていたことに対する金銭の支払	翌年へ繰越し
30 (個) 8	労 (正)	教育、学習支援業	H30.12.3			(公)石井 (労)小谷 (使)天野 (H30.12.5)	1 労働条件の回復 2 適正な退職金の計算	翌年へ繰越し
30 (個) 9	労 (非)	医療、福祉	H30.12.5		1	(公)沼田 (労)平野 (使)熱田 (H30.12.7)	1 原職復帰 2 出勤を拒否した期間に係る賃金全額の支払	翌年へ繰越し
30 (個) 10	労 (正)	運輸業、郵便業	H30.12.10			(公)船越 (労)森 (使)金田 (H30.12.12)	安全配慮義務違反、精神疾患の発症等に係る慰謝料の支払	翌年へ繰越し
30 (個) 11	労 (非)	製造業	H30.12.11			(公)金原 (労)本原 (使)渡部 (H30.12.13)	パワーハラスメント及び整理解雇に係る解決金の支払	翌年へ繰越し

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あつせん員 (指名年月日)	あつせんを求める事項	終結状況
			終結日					
30 (個) 12	労 (正)	生活関連サービス業、 娯楽業	H30.12.21			(公)沼田 (労)小谷 (使)松村 (H30.12.26)	年次有給休暇の買取	翌年へ 繰越し
30 (個) 13	労 (非)	建設業	H3012.26			(公)石井 (労)山崎 (使)天野 (H30.12.28)	1 社会保険及び年金の未加入 による損害額の支払 2 パワーハラスメントに係る損害 賠償	翌年へ 繰越し

(注) ・申請欄の(正)は正社員からの申請、(非)は非正規雇用労働者からの申請を示している。

・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。